

最高裁判所第三小法廷

裁判官 寺 田 逸 郎 殿

裁判官 田 原 睦 夫 殿

裁判官 岡 部 喜代子 殿

裁判官 大 谷 剛 彦 殿

裁判官 大 橋 正 春 殿

薬害イレッサ訴訟(平成24年(オ)第240号、
平成24年(受)第293号)についての要請書

2012年3月22日

薬害イレッサ東日本訴訟原告団
代 表 近 澤 昭 雄

薬害イレッサ東京支援連
事務局長 小 池 盛 明

薬害イレッサ東日本訴訟弁護団
団 長 白 川 博 清

(連絡先)

東京都豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6階
TEL 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018

イレッサは2002年7月5日に世界で初めて日本で承認された肺がん用抗がん剤です。

承認前からインターネットや医学雑誌等で、がん細胞のみをねらい打ちにする分子標的薬であり副作用の少ない夢のような新薬、と宣伝されました。

当時、がんの専門家と称される学者、研究者からもイレッサに致死的な副作用を警戒する声はなく、これを裏打ちするかのよう厚生労働省は2002年1月の承認申請からわずか5ヶ月余という異例のスピードでイレッサを承認したのです。

原告らの家族は肺がんに冒されながら苦しい抗がん剤治療に取り組み生きぬくために頑張っていました。

そこに登場したのがイレッサです。

専門家も副作用が少ないとし、初版添付文書には警告欄がなく、厚労省の審査をわずか5ヶ月余で通過したイレッサは、患者の前に、これまでの抗がん剤よりずっと安全で効果が期待できる画期的新薬として登場したのです。

原告の家族は、一か八かのチャレンジではなく、これまでの抗がん剤よりずっと安全な新薬としてイレッサの処方を受けました。

しかし、その後起きたのは、間質性肺炎という息が出来ず横になることも出来ない筆舌に尽くしがたい苦しみを強いる副作用の中で亡くなっていくことでした。

薬害イレッサ訴訟は、この被害者らが、被告アストラゼネカ社と被告国を被告とした訴訟です。

昨年3月23日、東京地方裁判所は、イレッサ承認以前に23例の間質性肺炎の副作用症例を認定した上で、初版添付文書では致命的な間質性肺炎に対する警告が不十分であるとして製造物責任法上の欠陥による企業責任を認め、国については行政指導の不作為を理由に国家賠償責任を認めました。

サリドマイド、スモン、エイズ、ヤコブ、C型肝炎と続く薬害に対して裁判所の果たしてきた役割がこの東京地裁判決においても格調高く示されたのだと言えます。

ところが、東京高等裁判所第10民事部(園尾隆司裁判長)は、2011年9月6日に第1回、10月25日に第2回の口頭弁論を開いて結審し、そのわずか3週間後の11月15日に、被告らの責任を否定する判決を言渡しました。

その判決の内容は、因果関係が疑われる症例を副作用症例として対応するのは行政上は合理性があるが、不法行為責任の違法、製造物責任の欠陥を論じるにあたってはこのような判断基準は無いと言い切るもので、責任を前提とした損害との因果関係問題と責任の有無の判断とを混同する極めてずさんなもので、薬害被害を救済し薬害を防止する上で司法が果たしてきた役割と責任を完全に否定する極めて不当な判決でした。

薬害イレッサ訴訟は、がん患者のいのちの重さを問う訴訟です。

私達は、最高裁判所が、この不当な東京高裁判決を取り消し、防ぐことの出来た医薬品による被害である薬害によって苦しむ人達を救済し、そしてこれから先、多くの人達がこのような苦しみを受けることなく医療に信頼を寄せることが出来る判断をされることを強く要請します。

以 上